

小田原市図書館条例施行規則の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市図書館条例施行規則の一部改正
政策等の案の公表の日	令和2年9月15日（火）
意見提出期間	令和2年9月15日（火）から令和2年10月14日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	2件（2人）
インターネット	2人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	2
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	0

〈具体的な内容〉

(1) 視聴覚資料の貸出等に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>中央図書館に新たに地域資料・視聴覚コーナーの開設に伴う規則改正は新しい取り組みとして賛成です。中央図書館に開設される地域資料コーナーが今まで以上に多くの市民に周知され、より気軽に利用されることを望んでいます。一般図書館の利用と同じ図書館でじっくりと利用できることを大いに期待しています。</p> <p>地域資料室の開設に伴って視聴覚資料の貸出数量や貸出期間の延長も、一般図書並みになることも良いことと思います。施行時は多くの市民への周知に努めてもらいたいです。</p>	B	<p>地域資料につきましては、貴重な資料の保存を行うとともに、旧市立図書館地域資料室で行っていたサービスの充実を図り、様々な方々に郷土についての学びの場を提供できるよう運営します。</p> <p>また、市民への周知にも努めてまいります。</p>
2	<p>視聴覚資料の貸出数量及び貸出期間を拡大するものであり、適当と考えます。</p> <p>利用体験からの要望ですが、所蔵CDの中に音楽鑑賞を趣味とする者にとって大変貴重なものがあることから、所蔵品リストを定期的に館内やHP上に公表し、利用喚起を図ること、また、クラシック音楽ファンの市民と協働してレコード・CD鑑賞コンサートを開催することなどにより、文化的資源としての視聴覚資料の活用を図ることをお願いします。</p>	C	<p>現在、当館で所蔵しているCDについては、図書館システムで検索することが可能です。なお、当館では約1万枚のCDを所蔵しているため、リストの公表方法等については、今後検討させていただきます。</p> <p>また、当館で所蔵しているクラシック音楽等の視聴覚資料にかかる鑑賞コンサートや貸出等、活用方法についても検討させていただきます。</p>